

申告における注意点

申告の対象とならない資産

(1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの

小型特殊自動車は軽自動車税が課税されますので、軽自動車の登録手続きを行ってください（登録手続きの詳細は税務課市民税係へお問合せください。TEL 0763-33-1346）。

なお、軽自動車の登録をされた車両は償却資産の申告の対象外となります。

【小型特殊自動車に該当するもの】

区分		農耕作業用	荷役運搬・土木建設作業用
具体例		農耕トラクター、田植機、コンバイン、 薬剤散布車 等	フォークリフト、 タイヤローラー 等
大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅		1.7m以下
	高さ		2.8m以下
最高速度		35km/h未満	15km/h以下

(2) 無形固定資産（例：ソフトウェア、借地権、商標権、特許権など）

(3) 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費など）

(4) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で以下のもの

- ・耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満で、税務会計固定資産として計上しないもの（一時的に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

(5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価格が20万円未満のもの

※（4）、（5）については、下表参照

	取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は、下表参照	
④	中小企業特例 ※	申告対象			
⑤	個別減価償却	申告対象			

※30万円未満の少額減価償却資産を必要経費又は全額損金算入するもの（租税特別措置法第28条の2）

【リース契約の内容と申告義務者】

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
リース期間満了と同時に資産が回収される場合	申告不要	申告必要
リース期間後に使用者に譲渡される場合	申告必要	申告不要

申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

申告すべき内容について虚偽の申告をした場合や、正当な理由がなく申告をしない場合には、地方税法第385条及び第386条の規定により過料が科せられることがあるほか、地方税法第386条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合がありますので、申告漏れ等のないよう十分ご留意ください。